

2025年度 第2回自然学習講座



自然共生のために 環境法はどう進化しているか



憲法裁判所が自然の権利侵害を認定した
エクアドル・ロスセドロスの風景



生物多様性保全の活動の場となっている
大阪大学豊中キャンパス内にある中山池

世界的には、これまでの人間中心的な考え方から、自然との調和をふまえた、自然の権利や環境権の考え方方が基本となりつつあります。日本でも、環境省が民間の取組みなどによって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定するなど、「自然との共生」の動きが始まっています。

こうした中で、豊かな自然環境を守るために風力発電の設置を取りやめ、地域の自然・文化と再エネの共生条例を制定した事例などから、現在は環境法がどういった状況になっているかを法律の専門家から学びます。また、大阪大学のキャンパス内で実施されている生物多様性保全のプロジェクトについても紹介いただきます。

日 時：2026年1月25日（日）14:00～16:00

場 所：豊中市立中央公民館 3階視聴覚室

**講 師：大久保 規子さん
(大阪大学法学研究科教授)**

参加費：無料

定 員：25人（先着順）

申込み：1月23日（金）までにアジェンダ21へ

電 話：06-6844-8611（環境交流センター内）



主 催：NPO法人とよなか市民環境会議アジェンダ21 自然部会

(この事業は豊中市立環境交流センター指定管理事業として開催します)